

目撃者 県警 だよ



令和6年版



三重県警察



三重県警察 HP

三重県警察公式X (エックス)



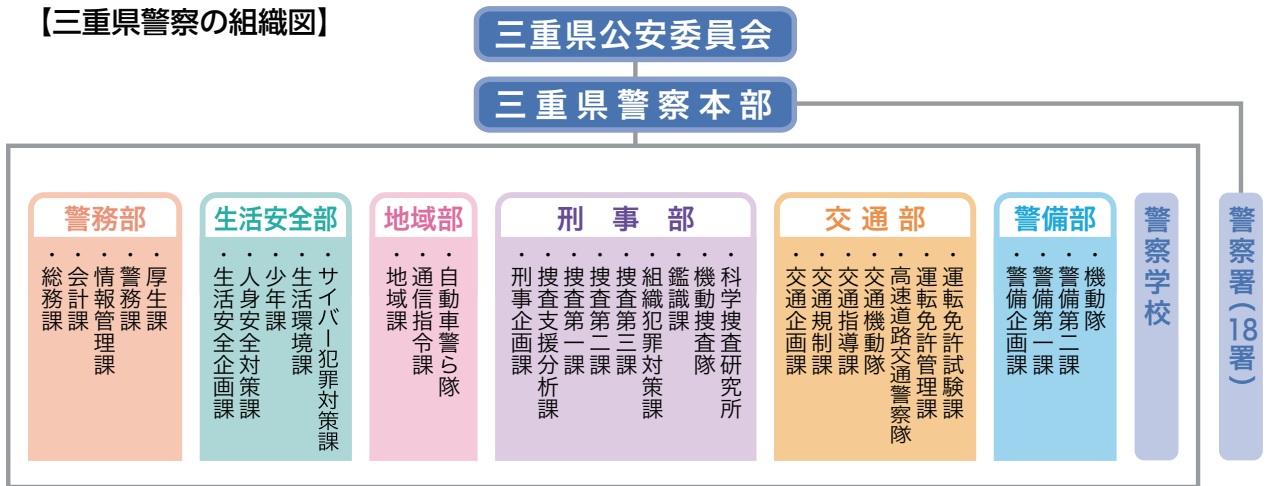
目次

- 1 三重県警察の組織…………… P 1
- 2 三重県公安委員会…………… P 2
- 3 犯罪情勢等…………… P 3
- 4 安全安心確保のための取組…………… P 5
- 5 地域警察活動…………… P 9
- 6 組織犯罪対策…………… P 11
- 7 交通安全対策…………… P 13
- 8 公安の維持…………… P 16
- 9 警察職員の募集活動…………… P 18

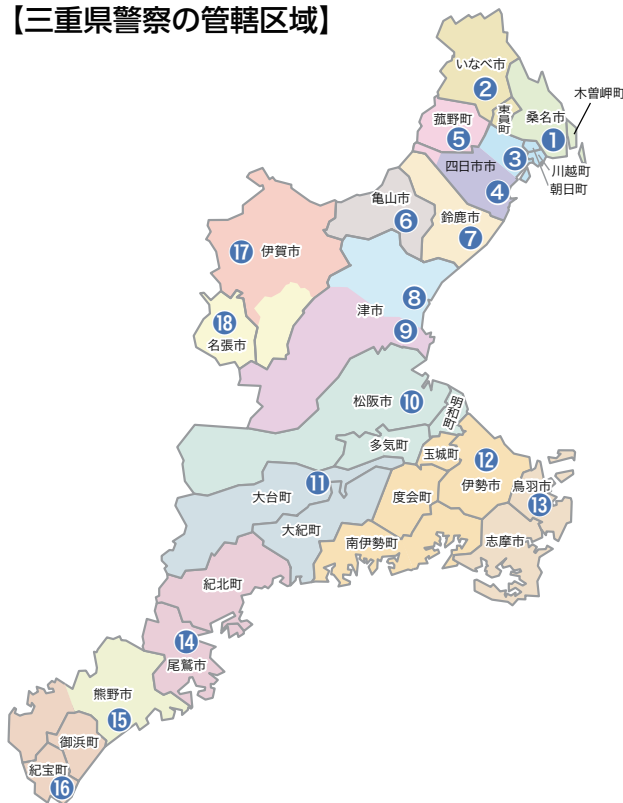


1 三重県警察の組織

【三重県警察の組織図】



【三重県警察の管轄区域】



- | | |
|-----------|---------|
| ① 桑名警察署 | ⑩ 松阪警察署 |
| ② いなべ警察署 | ⑪ 大台警察署 |
| ③ 四日市北警察署 | ⑫ 伊勢警察署 |
| ④ 四日市南警察署 | ⑬ 鳥羽警察署 |
| ⑤ 四日市西警察署 | ⑭ 尾鷲警察署 |
| ⑥ 亀山警察署 | ⑮ 熊野警察署 |
| ⑦ 鈴鹿警察署 | ⑯ 紀宝警察署 |
| ⑧ 津警察署 | ⑰ 伊賀警察署 |
| ⑨ 津南警察署 | ⑱ 名張警察署 |

2 三重県公安委員会

1 公安委員会制度

警察行政の政治的中立性と民主的統制を確保するため、警察法の規定に基づき、合議制の行政委員会である三重県公安委員会が設置され、三重県警察を管理しています。知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員で構成されており、令和6年4月1日現在、会社役員（女性）、医師（男性）、弁護士（女性）が選ばれています。



【警察署長会議への出席】

2 公安委員会の活動

公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内の事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議等の機会に警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、警察を管理しています。また、警察署長会議への出席や警察署協議会への参加のほか、警察の現場活動の視察を通じて、治安情勢と警察運営の把握に努めています。



【交番・駐在所の視察】

3 警察署協議会

県内全ての警察署には、警察法の規定に基づき警察署協議会が置かれています。署長が管内で暮らしたり働いたり学んだりする方々の意見や要望を聴くとともに、警察活動に対する理解と協力を得るための制度です。

協議会委員は三重県公安委員会が委嘱しており、最も多い警察署で13人、最も少ない警察署で5人です。管轄区域内の住民のほか、市町の職員や学校の教員など地域の安全をめぐる課題に意見を述べるにふさわしい方が選ばれています。



【警察署協議会の開催】



【特殊詐欺被害防止講話の視察】

3

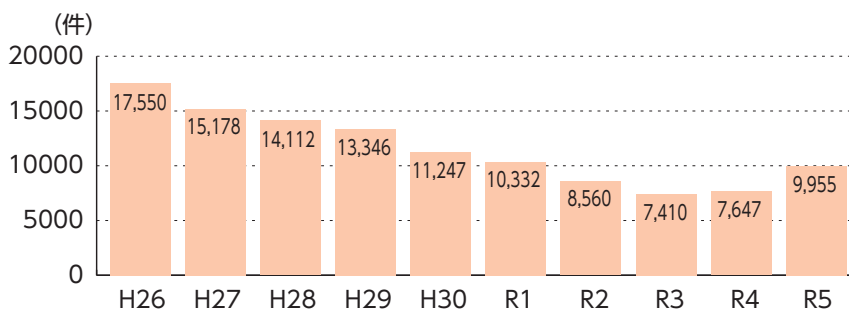
犯罪情勢等

1 刑法犯の認知件数

刑法犯の認知件数は、令和4年から増加に転じており、令和5年中は9,955件で、前年と比べて2,308件増加しました。窃盗犯が大きく増加しており、中でも侵入窃盗の増加が顕著で前年比66.2%の増加となりました。

また、重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買）の認知件数は116件で、前年と比べ23件増加しました。

【刑法犯の認知件数（平成26年～令和5年）】



【主な犯罪の認知・検挙状況（令和5年中）】

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
		増減		増減		増減		増減
刑法犯	9,955	2,308	3,810	857	2,116	320	38.3%	- 0.3
重要犯罪	116	23	90	-2	82	4	77.6%	- 21.3
重要窃盗犯	1,329	489	763	439	89	2	57.4%	18.8
特殊詐欺	274	132	45	6	15	- 3		
暴力団犯罪			162	- 13	85	- 6		
薬物事犯			134	- 25	92	18		
来日外国人犯罪			472	345	147	48		

2 重要犯罪の検挙状況

重要犯罪の検挙件数は90件（前年比-2件）、検挙人員は82人（前年比+4人）で、前年と比べて検挙件数は減少、検挙人員は増加し、検挙率は77.6%と、前年を下回りました。

【重要犯罪の認知・検挙状況（平成26年～令和5年）】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知件数	115	91	98	85	98	77	71	97	93	116
検挙件数	86	74	95	80	85	73	71	87	92	90
検挙人員	90	60	64	59	61	70	70	72	78	82
検挙率	74.8%	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%	98.9%	77.6%

3 科学捜査の推進

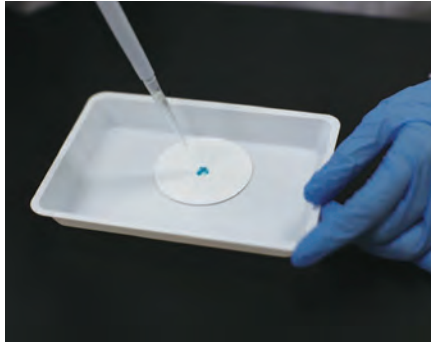
警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、薬物鑑定、画像鑑定等の科学技術の活用を推進しています。

警察本部には、こうした様々な鑑定を行う科学捜査研究所のほか、防犯カメラ画像の収集・分析や、犯行場所・時間帯、犯罪手口等から犯人像のプロファイリングを行う捜査支援分析課、現場に残された指紋や血痕、体液等の資料を採取する鑑識課が置かれ、警察署と連携し、犯人の特定や犯罪の立証に不可欠な客観証拠の収集・鑑定を行っています。

令和6年度には、最新の設備や機器を備えた科学捜査研究所の新庁舎の整備に向けた各種準備を進めていきます。



【鑑定作業中の技官】



【血痕予備検査】



【画像分析中の捜査員】

犯罪被害者支援

犯罪や交通事故の被害者（ご家族・ご遺族を含みます。）は、怪我や財産の喪失等の直接的な被害に加え、捜査への協力や裁判への参加、再被害への不安、心ない噂話等による二次的被害、心身の不調や後遺症、就労への障害等の様々な負担や苦しみを受けることが少なくありません。

警察では、関係機関・団体と協力しながら、刑事手続や支援制度の説明、病院・裁判所・検察庁等への付添い、臨床心理士によるカウンセリング、公費負担制度による経済的負担の軽減等の支援施策を推進しています。また、関係機関・団体と連携した広報啓発活動や中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等により、被害者が置かれている状況や支援の重要性等を周知し、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図っています。



【刑事手続・支援制度の説明】
（被害者は模擬）



【犯罪被害者週間の広報啓発活動】



【「命の大切さを学ぶ教室」の開催】



【動画による広報】

4

安全安心確保のための取組

1 特殊詐欺対策

令和5年中の特殊詐欺被害は、認知件数が274件、被害額は約7億760万円で、認知件数・被害額ともに過去10年で最多となっており、中でも、

- 「未納料金がある」との携帯電話へのメールや、「ウイルスに感染した」とのパソコンへのメッセージなどをもとに、お金を振り込ませたり、電子マネーを購入させる**架空料金請求詐欺**
 - 市役所職員等をかたって電話をし、還付等に必要な手続きを装ってATMを操作させ、現金を犯人側の口座へ振り込ませてだまし取る**還付金詐欺**
- が多く発生しています。

被害者は、約6割が65歳以上の高齢者となっているほか、被害の約半数が、自宅固定電話への犯人からの電話が起点となっています。

警察では、様々な機会を捉えた広報啓発活動を実施するとともに、被害に遭いやすい高齢者宅を訪問し、自宅固定電話の常時留守番電話設定や防犯機能付き電話機等の設置を働き掛けるほか、最新の犯行手口などについて注意喚起を行っています。また、金融機関やコンビニエンスストアなどの協力を得て、被害に遭っている可能性がある方に対する声掛けや警察への通報を依頼するなどの被害防止対策を行っています。

【特殊詐欺の被害状況（令和5年中）】

	発生件数	被害額		前年同期比（増減）	
			うち引出額	発生件数	被害額
オレオレ詐欺	14件	約4,480万円	—	-7件	+約580万円
預貯金詐欺	35件	約1億0,110万円	約9,730万円	+9件	+約6,260万円
架空料金請求詐欺	151件	約4億0,300万円	—	+96件	+約1億5,200万円
還付金詐欺	51件	約5,840万円	—	+26件	+約3,710万円
融資保証金詐欺	4件	約320万円	—	-1件	-約710万円
金銭商品詐欺	2件	約7,360万円	—	+2件	+約7,360万円
ギャンブル詐欺	—	—	—	±0件	±0円
交際あっせん詐欺	1件	約70万円	—	±0件	+約50万円
その他の特殊詐欺	2件	約40万円	—	+2件	+約40万円
キャッシュカード詐欺盗	14件	約2,240万円	約2,240万円	+5件	+約640万円
『特殊詐欺』合計	274件	約7億0,760万円	約1億1,970万円	+132件	+約3億3,120万円

※被害額は、キャッシュカード手交型・送付型・窃取型によるATM引出し額を含む。

※各類型の被害額及び『特殊詐欺』合計金額との間に差異が生じているのは、それぞれの金額を四捨五入しているため。



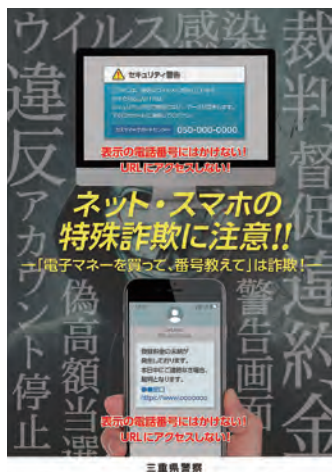
【防犯機能付き電話機の体験】



【広報啓発イベント】



【声掛け訓練】



【架空料金請求詐欺啓発用チラシ】



2 ストーカー、配偶者からの暴力事案

令和5年中、ストーカー事案（ST）の相談を226件、配偶者からの暴力事案（DV）の相談を636件受理しています。

警察では、被害者やその家族等の安全確保を最優先に、加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告・命令のほか、110番通報受理時に事案情報が表示されるシステムの活用、パトロールの強化などを行っています。

また、関係機関・団体と連携して再被害防止対策や保護対策に取り組んでいます。

3 児童虐待事案

令和5年中、児童虐待またはその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は、646人でした。

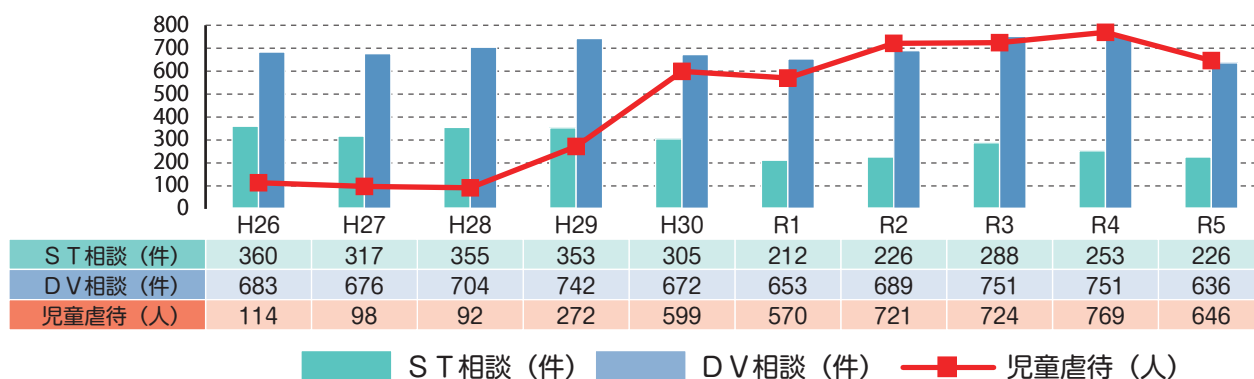
警察では、児童の安全確保を最優先に、事案認知時の早期現場臨場による児童の安全確認、児童相談所への通告または情報提供、加害者の検挙などを行っています。

また、児童相談所からの要請に基づき、児童相談所職員による児童の安全確認、一時保護等に警察官が同行し、児童の安全確保及び児童の保護に努めているほか、立入調査や一時保護の現場を想定した児童相談所等との合同訓練など、関係機関等との連携に努めています。



【児童相談所等関係機関との合同訓練】

【人身安全関連事案相談等受理状況（平成26年～令和5年）】



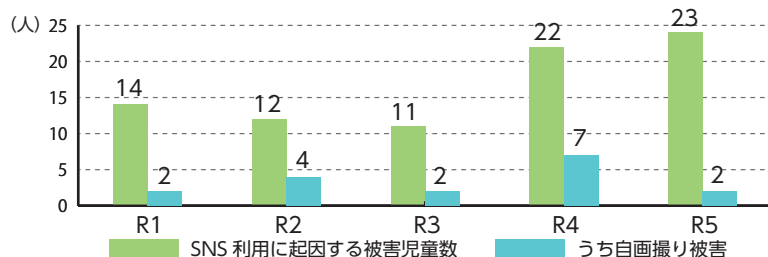
4 SNSに起因する子どもの犯罪被害・非行防止対策

令和5年中、SNSの利用をきっかけに不同意わいせつや児童ポルノ等の性被害に遭った児童は23人で、前年と比べ1人増加しました。その一方で、犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」募集情報）に応募して、特殊詐欺などの実行役として犯罪に加担する実態があります。



警察では、これら犯罪の取締りを強化するとともに、関係機関・団体と連携し、児童や保護者を対象とした情報モラル、フィルタリングの利用等に関する広報啓発活動に取り組んでいます。また、中高生を対象としたLINE広告による広報啓発のほか、サイバーパトロールを行い、児童の性被害等につながるおそれのある書き込みに対して注意喚起・警告を行うなど、子どもを被害者にも加害者にもさせないための活動を推進しています。

【SNS利用に起因する被害児童数（令和元年～令和5年）】



※「自画像撮影被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送信させられる形態の被害をいう。



【LINE広告用表示イメージ】



【広報啓発・警告用ポスター】



【まんがによる広報】
～犯罪実行者募集情報の危険性～

5 登下校時における子どもの安全確保対策

登下校時における子どもの安全を確保するため、主に通学路に面している事業所等のうち、ボランティア活動の一環として子どもの保護活動や見守り活動を継続的に実施していく意欲のある事業所等を三重県警察認定「子ども安全・安心の店」に認定しています。

認定を受けた事業所等は、子どもが駆け込んできた場合の保護活動のほか、警察が配付したジャンパー等を着用して子どもの見守り活動等を行っています。

また、防犯ボランティア団体に対する防犯情報の提供や活動物品の支援のほか、青色回転灯等装備車両を使用して通学路のパトロールを行う団体に対してドライブレコーダー等を貸与する取組を行っています。

そのほか、学校等と連携した誘拐防止教室や不審者侵入対応訓練など、子どもの安全確保に係る各種の取組を推進しています。



【「子ども安全・安心の店」による見守り活動】



【青色回転灯等装備車両によるパトロール】

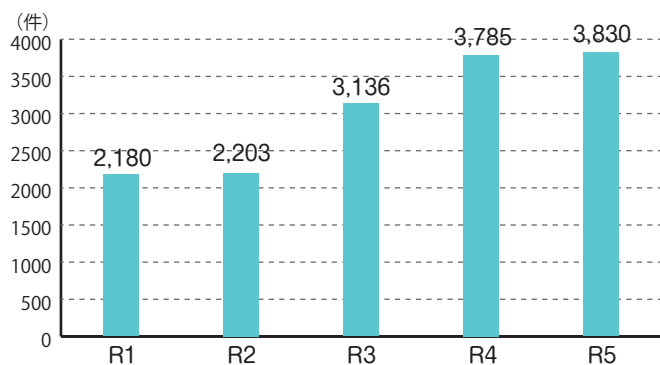
6 サイバー犯罪対策

サイバー空間が従来にも増して社会経済活動を行う重要な公共空間となる中、サイバー犯罪やインターネットのトラブル等に関する相談は年々増加を続けています。令和5年中の相談受件数は3,830件で、引き続き、インターネットを使った詐欺や悪質商法に関する相談が約3割を占めたほか、クレジットカード犯罪被害に関する相談などが増加しました。さらにはインターネットバンキングに係る不正送金被害が過去最多となるなど、サイバー空間の脅威は深刻な情勢が続いています。

警察では、サイバー犯罪に的確に対処するため、サイバー犯罪に関する専門的な知識を持つ捜査員の育成や電磁的記録を解析するための資機材を整備し、捜査活動を通じた新たな手口の解明、インターネット上での情報収集に取り組んでいます。

また、サイバー犯罪の被害を未然に防ぎ、拡大させないための情報発信活動や、民間の情報セキュリティ企業や学術機関、学生を始めとするボランティアなどと連携した啓発活動等に取り組んでいます。

【サイバー犯罪に関する相談受件数（令和元年～令和5年）】



【ボランティアによるサイバーパトロール活動】



【関係機関と連携した広報啓発活動】



【ボランティア研修会】

5 地域警察活動

1 地域警察官の活動

地域警察官は、パトロールや巡回連絡、通学路の見守り活動等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っています。

また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、県民の身近な不安を解消する機能を果たしています。



【パトロール活動】



【見守り活動】

2 110番通報の受理

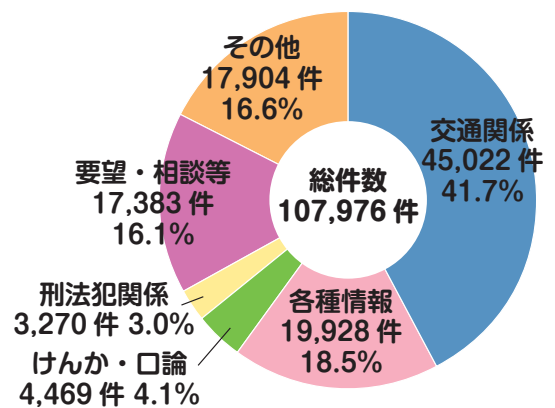
令和5年中の110番受理件数は、107,976件で、1日平均約296件を受理しています。

警察では、聴覚や言語に障がいのある方のために、

- ・110番アプリシステム
- ・ウェブ110番 (<http://mie110.jp>)
- ・FAX110番 (059-229-0110)

を運用しています。

また、日本語を解さない外国人からの110番通報には、通訳官を含めた三者通話を用いるなどして対応しています。



【110番通報受理状況（令和5年中）】

3 110番映像通報システムの運用

令和5年4月から、映像や画像により警察に通報することができる「110番映像通報システム」の運用を開始しました。

本システムでは、協力を依頼した110番通報者から、事件・事故等に関する映像や画像を、スマートフォン等を用いて送信してもらうことにより、警察官が現場に到着する前に視覚的な情報を受け取ることができるため、事情聴取に伴う通報者の負担を軽減することができるほか、事件・事故等への迅速で的確な対応が可能となります。



【110番映像通報システム】

4 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊では、列車警乗や駅・ホーム等の警戒など、制服警察官による「見せる警戒」や痴漢等の犯罪検挙活動を強化しているほか、鉄道事業者等の関係機関と連携した不審者対応訓練や広報啓発活動を行い、誰もが安心して鉄道を利用できる社会の実現に向けて取り組んでいます。



【不審者対応訓練】



【啓発ポスター】

5 雑踏警備

祭礼等の行事に際して、多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合は、雑踏事故の未然防止を図るため、行事の主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるよう指導・助言を行っているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立して雑踏警備を行っています。



【年末年始の雑踏警備】

6 山岳遭難・水難の発生状況と遭難等事故防止に向けた取組

令和5年中、県内で山岳遭難は57件発生し、遭難者数は69人、うち7人が亡くなりました。

また、水難は33件発生し、水難者数は34人、うち21人が亡くなりました。

警察では、こうした事故の防止に向けた取組として、県警察ウェブサイトやX（旧ツイッター）等の各種媒体を活用した広報啓発、登山口や海上等における関係機関と連携した安全指導の実施、電子申請システムや登山アプリを利用した登山届の受理等を行っています。



【山岳救助訓練】



【水上安全指導】

6 組織犯罪対策

1 暴力団情勢

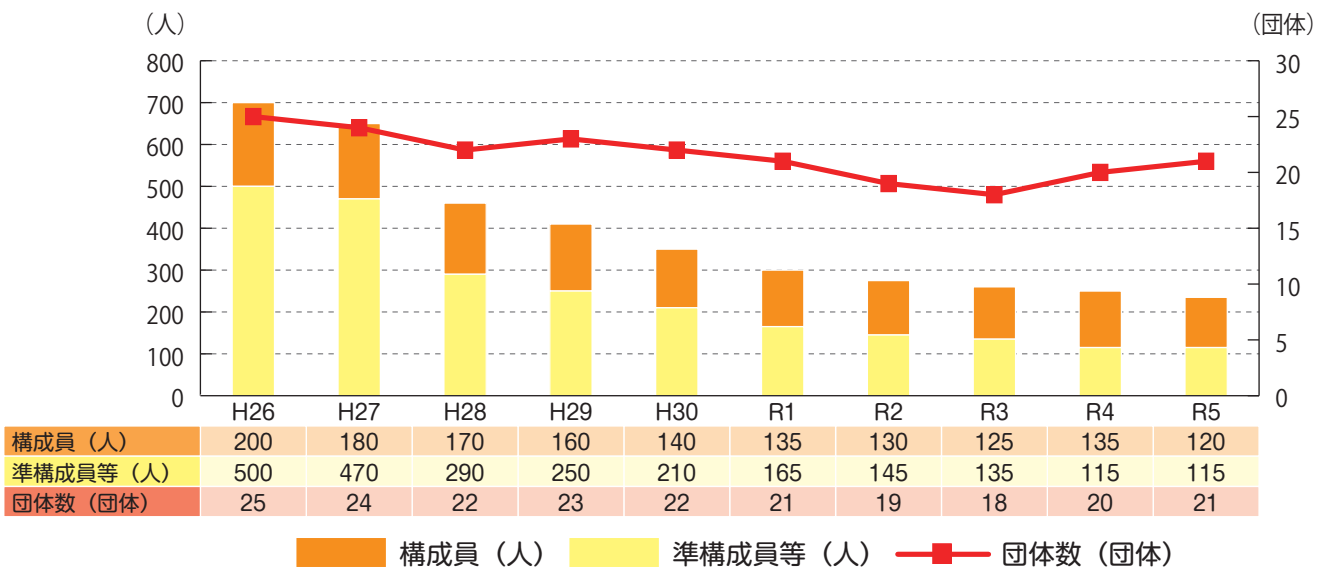
令和5年中の暴力団犯罪の検挙人員は85人、検挙件数は162件となりました。取締りや社会のコンプライアンス意識の高まり、行政・市民・企業が協力して取り組んだ暴力団排除活動が奏功し、県内の暴力団勢力はこの10年間で約3分の1に減少しました。

一方、六代目山口組と神戸山口組は平成27年の分裂以降、対立抗争の状態にあり、令和2年1月に、暴力団対策法の規定に基づき、桑名市を警戒区域として両団体を特定抗争指定暴力団等に指定しました。

さらに、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組の間でも、凶器を使用した事件が続発したことを受け、令和4年12月に、桑名市を警戒区域として両団体を特定抗争指定暴力団等に指定しました。

警戒区域内では、対立組織の構成員や居宅・事務所に対するつきまとい・うろつき、多数での集合、両団体の事務所への立ち入りが禁止されるため、警察では、禁止行為に対する取締りや県民の安全確保のための警戒を行っています。

【暴力団構成員・準構成員等の人数（平成26年～令和5年）】



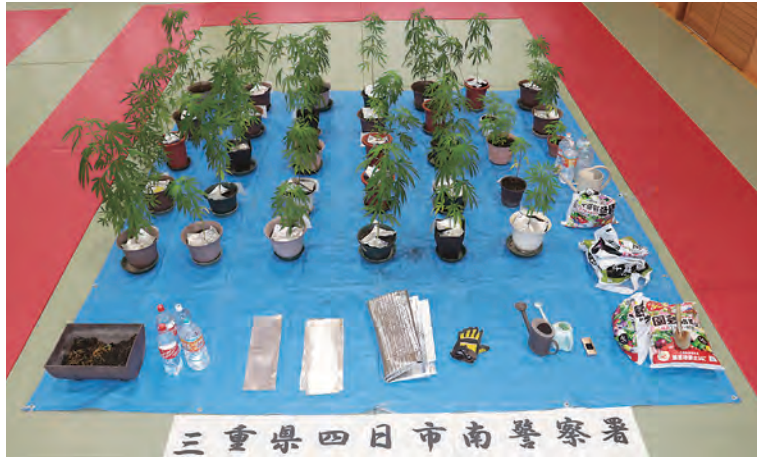
2 薬物犯罪

令和5年中の薬物犯罪の検挙人員は92人で、覚醒剤事犯が全薬物犯罪の検挙人員の6割以上を占めています。また、大麻事犯では、30歳代以下の年層が検挙人員の8割以上を占めています。

警察では、乱用者や密売組織の取締りを推進するとともに、小学校・中学校・高校や民間団体と連携して行う薬物乱用防止教室の充実を図るなど、特に若年層への働き掛けを強化しています。また、検挙した者やその家族へ薬物依存脱却を支援する医療機関・相談機関の紹介や情報提供を行うなど、再乱用防止対策も行っています。

【薬物犯罪の検挙状況（平成26年～令和5年）】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検挙件数（件）	200	190	186	196	205	191	195	186	159	134
覚醒剤	175	165	151	167	160	133	142	128	96	91
大麻	16	11	23	24	40	54	45	47	48	39
その他	9	14	12	5	5	4	8	11	15	4
検挙人員（人）	155	143	129	117	112	115	115	106	74	92
覚醒剤	140	128	106	99	84	85	79	77	47	63
大麻	11	7	18	16	28	30	31	24	22	29
その他	4	8	5	2	0	0	5	5	5	0



【押収した大麻草など】

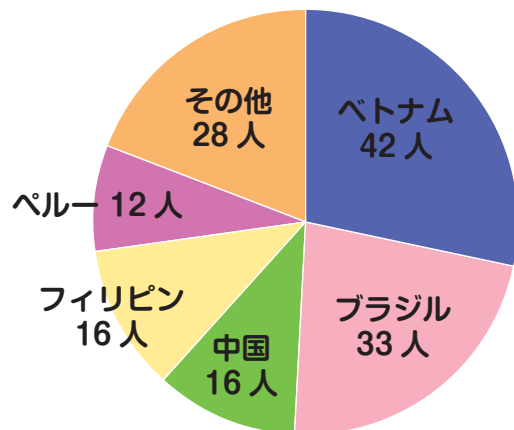
3 来日外国人犯罪

令和5年中の来日外国人犯罪の検挙件数は472件、検挙人員は147人で、ともに前年より増加しました。

国籍別では、ベトナム人、ブラジル人、中国人、フィリピン人で全体の7割以上を占めています。

在留資格別では、正規滞在者は114人（前年比+45人）、不法滞在者は33人（前年比+3人）となっています。

【国籍別検挙人員（令和5年中）】



【来日外国人犯罪の検挙状況（平成26年～令和5年）】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検挙件数（件）	317	358	173	193	166	212	258	237	127	472
刑法犯	253	314	114	150	92	146	160	124	73	407
特別法犯	64	44	59	43	74	66	98	113	54	65
検挙人員（人）	126	108	84	99	120	120	160	153	99	147
刑法犯	77	73	51	71	67	68	92	85	59	105
特別法犯	49	35	33	28	53	52	68	68	40	42

7 交通安全対策

1 交通人身事故の発生状況

令和5年中の交通事故死者数は66人で、統計を取り始めた昭和29年以降3番目に少なかったものの、5年ぶりに増加に転じました（前年比で6人増加）。

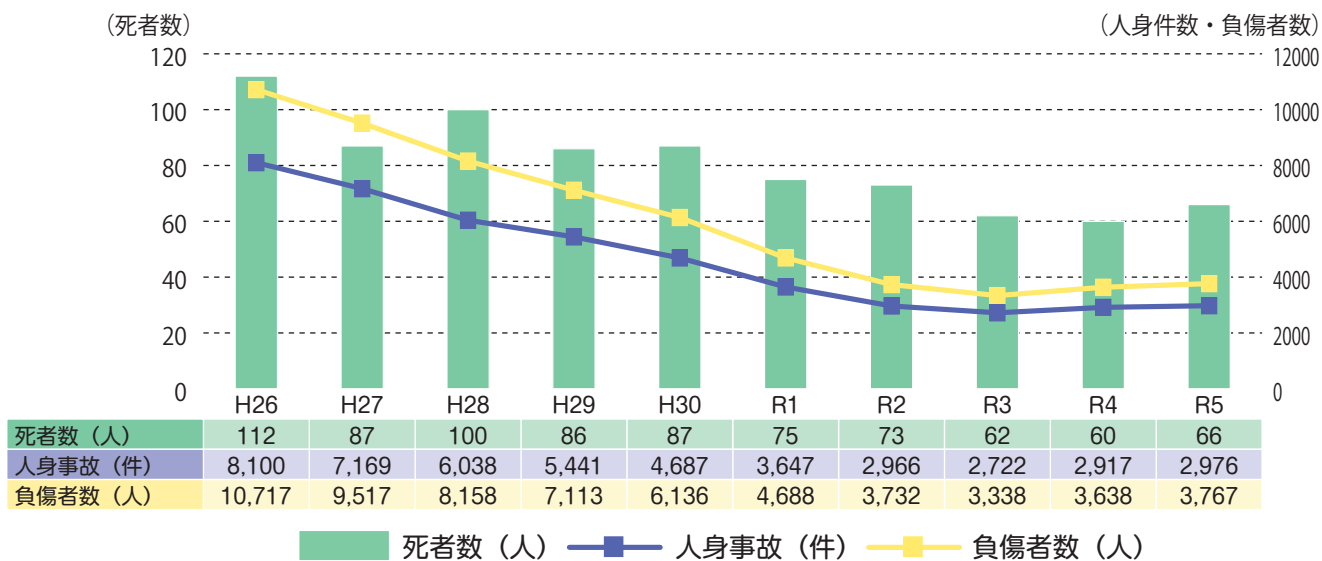
死亡事故の特徴には次のような傾向があります。

- ①高齢者の死者が5割（全死者66人のうち33人）
- ②二輪車乗車中の死者が増加（14人 前年比で8人増加）
- ③自転車乗用中及び歩行中の死者が約4割（全死者66人のうち25人）

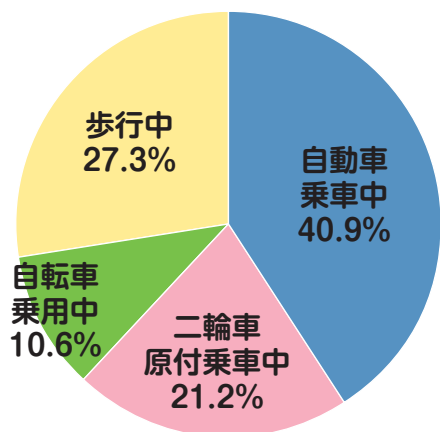
また、人身事故の発生件数は2,976件（前年比で59件増加）で、10年前の平成26年と比べて約3分の1の水準であるものの、2年連続で増加しました。

負傷者数は、3,767人で、前年より129人増加し、そのうち重傷者数は532人で、昨年より41人増加しました。

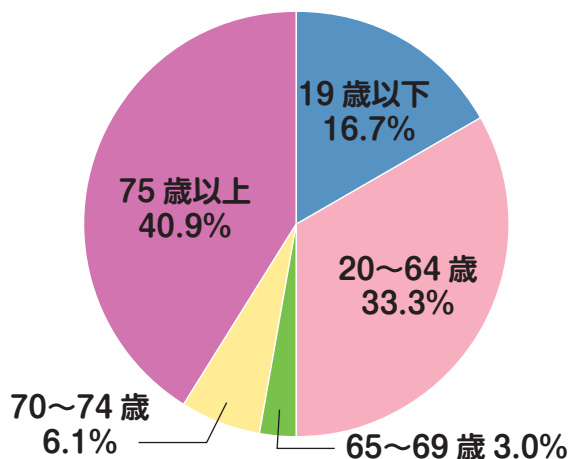
【交通事故の発生状況（平成26年～令和5年）】



【状態別死者数（令和5年中）】



【年齢別死者数（令和5年中）】



2 横断歩行者の安全対策

県警察では、横断歩道上での交通事故を防止するため「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」と「ACTION 38 キャンペーン」を推進しています。

「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」は、歩行者が信号機のない横断歩道を渡るときに少し手を上げるなどしてドライバーに横断する意思を伝えるものです。

この取組を周知するため、公募で決定したシンボルマークを活用し、横断歩道における交通事故防止を呼び掛けています。

併せて、ドライバーに対しては、「ACTION 38 キャンペーン」を展開しています。このキャンペーンでは、「三重県から歩行者保護の行動（ACTION）を起こす」ことを目的としており、横断歩道における歩行者等の優先が規定されている道路交通法第 38 条の“38”を模した広報用ステッカー等を活用して呼び掛けています。

なお、令和 5 年に警察で行った県内 36 か所の信号機のない横断歩道における一時停止状況調査の結果、停止率は 57.9% でした。年々改善傾向にありますが、歩行者が犠牲となる痛ましい交通事故の絶無には至っていません。

悲惨な交通事故を抑止するためこれらのキャンペーンを推進するとともに、横断歩行者等妨害等違反などの交通違反も厳正に取り締まっています。

【信号機のない横断歩道における一時停止率（令和元年～令和 5 年）】

	R1	R2	R3	R4	R5
県警調査	20.7%	36.3%	45.8%	56.7%	57.9%



【横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンシンボルマーク】



【ACTION38 キャンペーンシンボルマーク】



【通学路での街頭指導】



3 持続可能な交通規制の推進

交通環境等の変化により交通実態に適合しなくなった交通規制等について、積極的な見直しを推進しています。

また、老朽化した信号機、道路標識・標示といった交通安全施設等の更新整備が課題であり、更新整備が不十分な状態では、交通規制の実効性を確保することはできません。このため、更新基準等に基づき、交通安全施設等の適正かつ適切な更新整備に注力しています。

【交通規制見直し前】



【交通規制見直し後】



【横断歩道塗り替え前】



【横断歩道塗り替え後】



4 運転免許証の自主返納制度

身体機能の低下等を理由に自動車の運転をやめる際には、申請により運転免許証を返納（自主返納）することができます。返納後5年以内であれば、本人確認書類として利用可能な運転経歴証明書を申請することができます。自主返納及び運転経歴証明書は、運転免許センター、警察署、最寄りの交番・駐在所で申請ができます。

一方、運転に不安を覚える高齢ドライバーの方などは、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全な自動車に限定して運転を継続するという中間的な選択肢として、サポートカー限定免許の申請をすることができます。

運転に不安を覚える高齢ドライバーの方やご家族の方などからの運転適性相談は、安全運転相談ダイヤル「# 8080（シャープハレバレ）」で受け付けています。

【自主返納件数及び運転経歴証明書交付件数（令和元年～令和5年）】

	R1	R2	R3	R4	R5
自主返納件数	8,419	7,622	7,140	6,602	5,930
75歳以上	5,992	5,129	4,842	4,929	4,669
運転経歴証明書交付件数	7,601	7,026	6,384	5,875	5,180
75歳以上	5,378	4,690	4,323	4,382	4,091



8 公安の維持

1 警衛・警護

皇室の方々がご出席になる行事や要人が出席する国際会議などが県内で開催される場合には、警察において警衛・警護を実施しています。

警衛に際しては、皇室と国民との親和に配慮しつつ、ご周辺の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図っています。また、警護に際しては、令和4年7月の奈良市内における安倍元内閣総理大臣の銃撃事件を受け施行された新たな警護要則に基づく措置や、令和5年4月の和歌山県における岸田内閣総理大臣に対する爆発物使用襲撃事件を受けた更なる警護の強化のための取組を確実に講じるなど、所要の対策を推進し要人の安全の確保に万全を期すこととしています。



【令和4年4月 秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御来県】



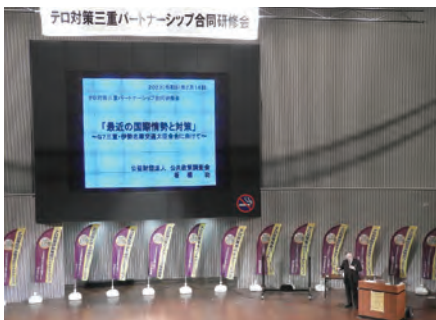
【令和5年6月 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合】

2 テロの未然防止対策

テロの未然防止のためには、警察だけでなく、関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携した恒常的な諸対策を推進する必要があります。

例えば、官公庁、ライフライン、公共交通機関、大規模集客施設等で構成する「テロ対策パートナーシップ」の取組では、「テロを許さない社会・地域づくり」というスローガンの下、官民一体となって情報共有や訓練等を推進しています。

また、警察では、テロを敢行しようとする者が爆発物の原材料となる化学物質を入手することを防止するため、これらを販売・管理する事業者の方々に、確実な保管管理と不審な者が購入しようとした際の通報等の協力を依頼しています。



【テロ対策三重パートナーシップ
推進会議合同研修会】



【テロ対策訓練】



【薬局における不審な
購入者への対応訓練】

3 災害への備え

今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、警察では災害に関する危機管理体制の点検や関係機関と連携した実戦的な訓練など、災害対処能力の向上を目指した様々な取組を推進しています。

また、他の都道府県で大規模災害が発生したときは、広域緊急援助隊をはじめとする警察災害派遣隊を被災地に派遣して、被災者の避難誘導・救助、被災情報の収集、緊急交通路の確保、検視・身元確認、遺族等への安否情報の提供等を行います。

令和6年能登半島地震では、当県の警察災害派遣隊を派遣し、安否不明者の搜索、交通規制、被災地のパトロール、避難所における相談・防犯活動等を行いました。



【石川県における安否不明者の搜索活動】



【石川県主要道路における交通規制】

4 機動隊の活動

警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設の部隊として機動隊が設置されているほか、これを補完し、または都道府県警察相互の援助体制を確保するため、管区機動隊及び第二機動隊が設置されています。

また、機動隊では、専門的な知見・能力が求められる様々な事案に対応できるよう専門部隊が設置されており、その能力を生かし、各種活動に従事しています。

機動隊の専門部隊

- 銃器対策部隊
- NBC テロ対策部隊
- 爆発物対策部隊
- 水難救助部隊
- レスキュー部隊



【NBCテロ対応訓練】

活躍の舞台が 三重にある！

三重県警察職員募集中！

三重県警察では、三重県の治安を守る職員を募集しています。

警察の仕事は、「町の平和」を守ることです。三重県警察で働く職員一人ひとりがそれぞれの「個性」を發揮しながら、日々業務に当たっています。

誰かのために自分らしさを生かせる活躍の舞台がここには必ずあります。

新規採用者～採用時教養～



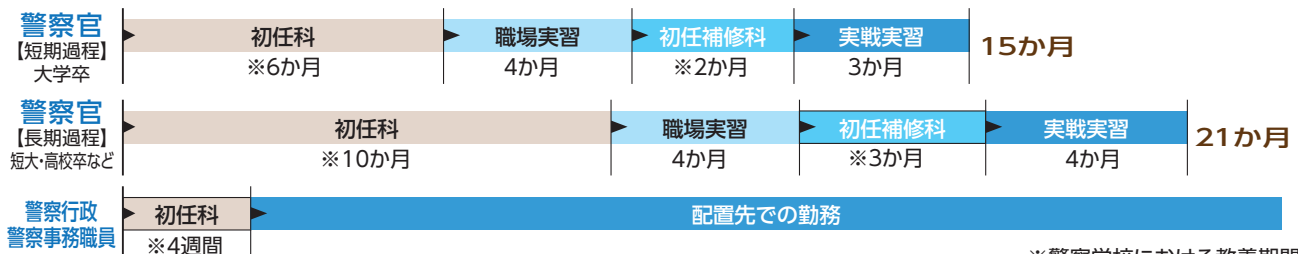
警察職員として採用されると、まず警察学校に入校し、警察官・警察事務官としての第一歩を踏み出します。

【令和5年度三重県警察職員採用候補者試験の実施結果】

	採用予定数	受験者数	最終合格者数	試験倍率
警察官A	66名	227名	79名	2.9倍
警察官B	34名	119名	45名	2.6倍
警察事務B	11名	45名	13名	3.5倍
警察事務C	7名	42名	10名	4.2倍

※警察官A：語学・武道を含む。

入校後の流れ



※警察学校における教養期間。

採用担当者に聞く！ 採用FAQ！



Q 三重県警察職員になるには？

- －採用試験を受験していただきます。
- ①受験申込
- ②第1次試験受験→第1次試験合格
- ③第2次試験受験→最終合格
- ④採用候補者名簿登載・採用内定
- ⑤採用

Q 自分の得意分野（語学や資格）を生かすことはできますか？

－国際犯罪やサイバー犯罪など、多種多様な事件事故を取り扱う警察には、あなたの特技を生かすことができる分野が必ずあります。

また、警察官の採用試験では一定の資格に対する加点があります。

Q 警察官志望で、武道（柔道、剣道）の経験はありませんが大丈夫ですか？

－警察官として採用される方の多くは柔道、剣道の未経験者です。

警察学校で基礎から指導を受けますので、未経験者でも全く問題ありません。

活躍の舞台が三重にある



三重県警察職員募集

令和6年度 試験スケジュール

試験名	申込期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
警察官A(1回目)	3/15(金)～ 4/17(水)	5月12日(日)	6月中旬～ 7月上旬	7月下旬
警察官A(2回目)	7/19(金)～ 8/26(月)	9月22日(日)	11月上旬～ 11月下旬	12月上旬
警察官B	7/19(金)～ 8/26(月)	9月22日(日)	11月上旬～ 11月下旬	12月上旬
警察事務B	7/19(金)～ 8/26(月)	9月29日(日)	10月下旬～ 11月上旬	11月下旬
警察事務C	7/19(金)～ 8/26(月)	9月29日(日)	10月下旬	11月下旬

お問合せ先：三重県警察本部警務部警務課採用係

☎ 059-222-0110

採用に関する情報を随時発信中！



採用公式X (エックス)



三重県警察採用情報 HP